

# 土地改良施設管理基準一頭首工一新旧対比表（案）

令和6年7月

(赤字部は現行からの改定箇所)

改定(案)	現行	備考
<p><b>1 基準の位置付け</b></p> <p>この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された頭首工の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p> <p><b>2 管理の基本</b></p> <p>頭首工の管理は、頭首工の機能を適正に発揮させるとともに、環境との調和及び施設の長寿命化を図る保全管理に配慮しつつ、安全性を確保することを基本とする。</p> <p>この場合、関係法令等を遵守しなければならない。</p> <p>また、管理の効率化・高度化、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用を推進するものとする。</p> <p><b>3 管理の組織及び体制</b></p> <p>頭首工の管理に当たっては、当該頭首工に係る管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等を定めなければならない。</p> <p>施設管理者は、この決定事項に従って管理を行うものとする。</p> <p>また、施設管理者は、管理水準の向上に努めるとともに、頭首工の機能、規模に見合った管理要員を確保し、管理体制の整備を図り、業務継続計画(Business Continuity Plan:BCP)の整備により自然災害、取水停止につながる大規模事故等に対してあらかじめ備えるなど、安全かつ適正な管理を行うものとする。</p>	<p><b>1 基準の位置付け</b></p> <p>この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された国営造成施設の頭首工の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p> <p><b>2 管理の基本</b></p> <p>頭首工の管理は、頭首工の機能を適正に発揮させるとともに、環境との調和に配慮しつつ、施設の長寿命化を図る保全管理を行い、安全性・経済性を確保することを基本とする。</p> <p>この場合、関係法令等を遵守しなければならない。</p> <p><b>3 管理の組織及び体制</b></p> <p>頭首工の管理者(以下「管理者」という。)は、頭首工の管理に当たっては、当該頭首工に係る管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等を定めなければならない。また、管理者は、管理技術の向上に努めるとともに、頭首工の機能や規模に見合った管理要員を確保し、管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。</p>	

(赤字部は現行からの改定箇所)

改定(案)	現行	備考
<p><b>4 気象・水象の観測及び情報収集並びに得られた情報の活用</b></p> <p>頭首工の管理を適正に行うため、当該頭首工地点、その近傍等の気象・水象について観測及び他機関から情報収集を行い、利水管理、洪水時等の管理に活用するものとする。</p> <p><b>5 利水管理</b></p> <p>頭首工の利水管理に当たっては、河川法（昭和39年法律第167号）等を遵守するとともに、営農状況等から受益地の必要水量を的確に把握し、河川流況を勘案しつつ、取水管理及び渇水時の管理を適正に行うことにより、農業用水を安定的に供給するものとする。</p> <p><b>6 洪水時等の管理</b></p> <p>洪水時及び洪水警戒時の頭首工の管理に当たっては、関係法令等を遵守するものとし、気象・水象状況に応じて必要な管理体制をとり、施設及び上・下流域の安全確保に努めなければならない。</p> <p><b>7 土木構造物の保全管理</b></p> <p>頭首工の正常な機能を維持保全するため、堰体、エプロンその他の土木</p>	<p><b>4 気象・水象の観測、解析の観測及び観測データの確認</b></p> <p>管理者は、頭首工の管理を適正に行うため、頭首工地点及び近傍の気象・水象の所要項目の観測及び他機関からの効率的な情報収集を行い、利水管理及び洪水時等の管理に活用するものとする。</p> <p><b>5 利水管理</b></p> <p>管理者は、頭首工の利水管理に当たっては、河川法（昭和39年法律第167号）等を遵守するとともに、営農状況等から受益地の必要水量を的確に把握し、河川流況を勘案しつつ、取水管理及び渇水時の管理を適切に行うことにより、農業用水を安定的に供給するものとする。</p> <p><b>6 洪水時等の管理</b></p> <p>洪水時及び洪水警戒時の頭首工の管理に当たっては、関係法令、頭首工の管理規程（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2（同法第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）及び第93条の2の規定により定められた管理規程並びに河川法第90条の規定に基づき定められた水利使用規則に係る管理規程をいう。）等を遵守するものとし、気象・水象状況に応じて必要な管理体制をとり、施設及び上・下流域の安全確保に努めるものとする。</p> <p><b>7 構造物の保全管理</b></p> <p>管理者は、頭首工の正常な機能を維持保全するため、構造物の点検を行</p>	

改定(案)	現行	備考
<p>構造物の点検、整備等の保全管理を計画的に実施し、長期にわたり頭首工の機能の維持に努めなければならない。</p> <p><b>8 設備機器の保全管理</b></p> <p>頭首工の正常な機能を維持保全するため、ゲートその他の設備機器の点検、整備等の保全管理を計画的に実施し、長期にわたり設備機器全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。</p> <p><b>9 管理の記録</b></p> <p>頭首工の管理に当たって実施される観測及び計測の結果並びに点検、整備等の経過及び結果は、これを記録、整理、保存し、活用するものとする。</p> <p><b>10 土地改良財産の管理</b></p> <p>土地改良財産（土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条に規定する土地改良財産をいう。）の管理については、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び土地改良法並びにこれらの法律に基づく政令、省令、訓令、通知等に定めるところによらなければならない。</p>	<p>うとともに、頭首工の長寿命化のため、国又は道府県が策定する機能保全計画等を参考として計画的な整備を実施するものとする。</p> <p><b>8 設備の保全管理</b></p> <p>管理者は、頭首工の正常な機能を維持保全するため、設備の点検を行うとともに、頭首工の長寿命化のため、国又は道府県が策定する機能保全計画等を参考として計画的な整備を実施し、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。</p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>9 土地改良財産の管理</b></p> <p>管理者は、土地改良財産（土地改良法第94条に規定する土地改良財産をいう。）の管理については、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び土地改良法（昭和24年法律第195号）並びにこれらの法律に基づく政令、省令、訓令、通知等に定めるところにより適切に管理するものとする。</p>	